神奈川県弁護士会人権擁護委員会

人権かながわ 2026



2026年11月27日発行
第34号

Contents

巻頭言「「公平」と「公正」のあいだで」…… 神奈川県弁護士会会長　三　浦　　修 … 2頁

《特集 憲法改正》

「戦後80年の日本の変わり目に、私たちはどうするのか？」…… 委員　福　田　　護 … 3頁

《事件報告》

「食物アレルギーを有する受刑者への誤配食に関する勧告事件」…… 事件委員会委員 … 5頁
「受刑者が必要な検査・治療を受けることができるよう刑務所に対して要望した事件」…… 事件委員会委員 … 6頁

《部会報告》

◆憲法問題及び基地問題調査研究部会「この一年間の憲法・基地部会の取組み」…… 委員　櫻　井　みぎわ … 7頁
◆すべての性の平等に関する部会「部会活動報告」…… 部会長　湯　山　　薫 … 8頁
　委員　橋　本　陽　子
◆外国人の権利に関する部会「「外国人」の人権」…… 部会長　鈴　木　大　樹 … 9頁
◆働く人の権利に関する部会「９月13日人権大会プレシンポ「ケアの社会化」の現在
　日本のジェンダーの現在地とケア社会の必要性～ケア労働の社会化の視点から ご報告」…… 部会長　山　岡　遥　平 … 10頁
◆医療と人権部会「新テーマ設定と部会の取り組み」…… 部会長　小　林　展　大 … 11頁

《委員会報告》

「2026年の人権擁護委員会の活動について」…… 人権擁護委員会委員長　髙　木　小太郎 … 12頁

巻頭言

「公平」と「公正」のあいだで

神奈川県弁護士会
会長 三　浦　　修



私が「公平」と「公正」の違いを意識したのは、司法試験受験中に目にした、ある二コマ漫画がきっかけである。

競馬場の塀の外から３兄弟がレースを見ようとしている場面。一コマ目では、３人の足元に同じ高さの踏み台が置かれている。背の高い長兄は、踏み台に乗らなくても目の位置が塀より高く、レースを見ることができる。次男は踏み台に乗ってようやく塀より目の位置が高くなる。三男は踏み台に乗っても背が低く、目の位置が塀より低いままで見ることができない。それが二コマ目では、三男の踏み台だけが、目の位置が塀より上にくるよう次男の踏み台より高く調整され、三男でも見ることができるようになっている。

この漫画をみるまで、「公平」と「公正」の違いをほとんど気にせず受験生活を送っていた。「不公平」も「不公正」も、対比すると同じように否定的に聞こえるため、「公平」と「公正」の両者が対立する場面を意識できていなかったのである。しかし、この漫画を見て腑に落ちた。すなわち、「公平」とはすべての人を等しく扱い、同一の基準を一律に適用することである。これに対し、「公正」とは置かれた状況の違いを踏まえ、結果として妥当な状態を実現することだ。この整理は、法律学における「形式的平等」と「実質的平等」との対立とも重なる。この両者には対立する場面があり、そのとき初めて違いが顕在化する。

「公平」と「公正」が緊張関係に立つ場面として、試験を例に考えてみる。すべての受験者に同一時間を課すことは、形式的には公平である。しかし読字に困難を抱える方にとって、同じ形式の試験は実質的な機会の剥奪となる。ここで求められるのは、時間延長という「異なる扱い」、すなわち公正である。同様の構造は、外国にルーツを持つ子どもの教育や、女性の登用をめぐる格差是正など、様々な場面に見られる。形式的な公平の名のもとに構造的な障壁が見過ごされ、弱い立場にある方がさらに追い詰められる。これが、人権問題の多くに共通する現れ方である。

他方、公正を追求するあまり、扱いの違いが新たな不公平感を生むこともある。合理的配慮に「逆差別ではないか」という疑問が向けられるのは、その一例である。

こうした「逆差別ではないか」という懸念にきちんと向き合うためにも、一律の対応にならない場合には、なぜその違いが必要かを具体的事実に基づいて説明し、社会の納得を得ていく地道な作業が必要になる。それは、当事者の声に耳を傾け、個別の解決にとどめずに制度や慣行に働きかけ、対立する利害関係者双方が受け入れられる着地点を探すという、容易ではない作業である。

私たち弁護士は、日々の業務の中で、まさに公平と公正のはざまに立たされる職業である。両方の視点を持つことが、私たちの専門性の核心にある。目の前の依頼者に寄り添いながら、社会全体の制度としての妥当性も見据え、対話を通じて調整案を模索する。神奈川県弁護士会の会員一人ひとりが、そして本会全体として、そのことを自覚しながら、さらなる研鑽を積み、人権が尊重される社会の実現に向けて努力を続けていきたい。



特集 憲法改正

戦後80年の日本の変わり目に、私たちはどうするのか？

委員 福田 護

1 日本はまだ「平和国家」なのか？

私たちは、憲法９条の下で、軍隊を持たない「平和国家日本」という国のあり方に、慣れ親しんできた。その憲法の下で、日本は曲がりなりにも、戦後80年、戦争をしないできたし、国際的にも「平和国家」としての信頼を、相当程度得てきたといえるだろう。

今から20年ほど前の2005年７月、政府の「平和国家としての60年の歩み」という文書は、過去の国策の誤り、植民地支配と侵略の事実に対する痛切な反省を踏まえつつ、我が国は「戦後60年一貫して、強固な民主主義に支えられた「平和国家」として、専守防衛に徹し、国際紛争を助長せず、国際の平和と安定のために持てる国力を最大限に投入してきた」と述べ、その実績として、「専守防衛」や「国際紛争助長の回避」等を挙げている。具体的には、攻撃的兵器を保有しない、防衛費はＧＤＰ比１％程度、非核三原則、武器輸出三原則、唯一の被爆国としての核兵器廃絶に向けた取組み、等が挙げられている。

ところが今、これらの「平和国家」の内実が、ことごとく否定され、あるいは否定されようとしている。私たちは、2015年安保法制の制定、2022年12月の安保三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）の策定を経て、様変わりした光景を目の前にしている。

安保法制前の「専守防衛」の下では個別的自衛権のみが認められ、海外派兵の禁止、攻撃的兵器の禁止等の原則が歯止めとなっていたが、安保法制が集団的自衛権を認めることによってこれらの原則の根幹が損なわれた。そして安保三文書は、安保法制の枠組みに基づき「戦後我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するもの」と自らを位置づけ、とりわけ、台湾有事を想定し、「反撃能力」と名づけられた、他国にまで直接及ぶ攻撃的兵器＝長射程ミサイルの保有を打ち出した。また、「防衛力の抜本的強化」を標榜し、2023年度から2027年度の防衛費を43兆円程度、2027年度の防衛関連費をＧＤＰの２％程度とし、これは、それまでの防衛費を倍増するものであった。

これらによってすでに、専守防衛は形骸化され、防衛費１％枠は捨て去られ、攻撃的兵器禁止原則も破られて、「平和国家」日本は、直視すれば、その内実は大きく損なわれ、空洞化されてきていた。

その流れを決定づけたのが、高市政権の成立である。

2 現政権と安保三文書の改定方向

2025年10月20日自民党と日本維新の会の連立政権が成立し、同時に連立政権合意書が作成され、翌21日高市内閣が発足した。

この連立政権合意書では、憲法９条の改正と緊急事態条項の創設に向けて条文起草体制を設けること、外交安全保障関連では、安保三文書の前倒し改定、長射程ミサイル搭載の次世代動力潜水艦の保有、防衛装備移転三原則の制限の撤廃、防衛産業の保護育成など、具体的な政策が掲げられている。

そして高市政権は、まず、2025年度補正予算を成立させて防衛関連費のＧＤＰ比２％を前倒しで達成し、さらに衆議院解散・総選挙で大勝したあとの特別国会の機会に、国家情報局等設置法制定、殺傷兵器を含む武器輸出の全面解禁、国旗損壊罪法制定など、軍事国家化を推し進める政策を次々と現実化した。

安保三文書の改定に関しては、７月21日のいわゆる「骨太の方針」が、安保三文書の検討を加速し、「５年以内に防衛力の変革を実現する」と述べ、同時に、ＮＡＴＯ諸国等が国防費のＧＤＰ比３％や3.5％への増額目標を掲げていることを指摘しており、これは安保三文書の改定での防衛費の大幅増額につながる可能性がある。これに先立つ６月９日付けの自民党の三文書改定提言でも、同様の指摘がされている。５年前は防衛費１％、

５兆円だった国の姿は完全に変わる。

この自民党提言では、整備すべき防衛力の内容について、実際に日本が有事になることを前提に、その場合にどう戦うか、そのためにいかなる装備や対策が必要かを検討している。特徴的なのは、ロシア・ウクライナ戦争の戦闘状況やその長期化から、ＡＩの指揮統制システムでの活用、ドローンなど無人アセットの大量運用、高消耗・長期化を前提とする継戦能力の構築(例えば司令部の地下化、装備品の分散・隠蔽、医薬品・血液製剤等の確保)など、戦争をいかに遂行するかが具体的に記述されている。一言でいうと、戦争体制構築マニュアルである。そのために、湯水のように防衛費が注ぎ込まれることになろう。

もう一つ、現行の国家安全保障戦略には、「我が国は、平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない」とあるが、この文言が維持されるのかである。「専守防衛」も「非核三原則」も、日本の防衛政策の根幹をなしてきたものであるが、自民党改定提言には言及がない。「核持ち込み」容認論者の高市首相も沈黙しており、どうなるかは不透明である。

３　日本は戦争をするのか

想定される安保三文書の改定が以上のようなものだとすると、それは、防衛費を再度大幅に増額した上、日本が実際に戦争を「いかに戦うか」の体制づくりを示す文書になる。しかしそれは、日本の国のありようを根本から変容させ、国民・市民を戦争に導くものなのではないか。

高市政権で顕著なのは、まるで「富国強兵」政策を彷彿とさせるものである。特別国会の施政方針演説で、高市首相は、「日本列島を強く豊かに」「強い経済の構築」「強い外交・安全保障」などと繰り返している。なお、2025年11月のアメリカの国家安全保障戦略では、あからさまに「力による平和」が標榜されている。自民党の上記安保三文書改定提言も、「あらゆる面において、「力が物を言う」時代に直面している」という。

このようにして、今の政権の下で、この国は、軍事的な抑止力の強化による安全保障政策と、戦争を継続し続けることのできる体制づくりへと突き進んでいる。だがしかし、日本が戦争をすること、そのための準備をすることに、本当に国民的な合意があり、覚悟がされているのだろうか。

４　日本の国のあり方を私たちはどうするのか

安保三文書の改定論議では、「新しい戦い方」や「継戦能力」などという言葉が飛び交っている。しかしそもそも、憲法９条は、「戦い」や「戦争」を放棄しているのはもちろん、戦力の保持も交戦権も否定した、世界に類のない徹底した平和主義をとっている。

この憲法は、少なくとも今の政権にとって、折り合いを付ける限界を超えつつあるようにみえる。戦争をするには軍隊が要る。政府が、本当に戦争を準備するなら、自衛隊を憲法に明記するということを含め、憲法を変えて軍隊を保有する方向へと向かうことになるだろう。今私たちは、そういう局面に差しかかっているのではないか。

そうだとすると、私たちは、日本の国をどういう国にするのか、その基本的なあり方を示す憲法規範を、変えるべきなのか、変えてよいのかの問題に、否応なく直面することになる。同時に、日本が戦争をする国になるということは、国民の生活や人権状況や諸々の価値体系もが、基本的なところから変容させられることを意味する。例えば、私たち自身や家族も兵役に就き、戦地に赴くことになること、あるいは国内でも悲惨な戦争被害が生じることを、国民・市民も覚悟をしなければならない。そういうことを含めての憲法改正問題なのである。

さらに憲法９条を変えれば、アジア諸国を中心に、日本に対する「平和国家」との見方は一変する。日本の軍隊の保有は、諸国に脅威や警戒を呼び起こし、日本も力による国際対立のるつぼに身を置くことになる。それでよいのだろうか。

ここで、憲法９条は、日本が日本を守る大きな知恵なのではないか、との考え方を対置してみる。他国に対して戦争をしない、他国からも攻撃を受けないような外交的解決を基本とする方向性である。そこでは、日本がどこまで拒否的な実力を保有するかの議論はありうるが、少なくとも、「日本から攻められることはない」という他国に対する安心供与の政策が、憲法９条に適合的なものとして議論されてよいであろう。

ただ、私たちの選択に、今、あまり時間はないのかもしれない。

事件報告①

食物アレルギーを有する受刑者への誤配食に関する勧告事件

事件委員会委員

1　事案の概要

申立人は横浜刑務所の受刑者である。申立人は、しいたけ及び小豆のアレルギーがあったため、医師の指示により、きのこ類全般（エキスを含む。）及び小豆を使用しない代替食の支給を受けることになっていた。しかし、令和３年から令和５年にかけて、マッシュルーム、しいたけエキス等を含む食品が複数回誤って配食された。中には、申立人が食後にかゆみや息苦しさを訴え、医師等の対応を受けた事例もあった。

2　調査の経過

委員会は申立人と面会して聞き取りを行った上、横浜刑務所に３回にわたり照会を行い、誤配食の内容、その原因、通常食と代替食の配食方法、再発防止策等を調査した。刑務所からは、職員の報告等を踏まえ、複数回の誤配食があったこと及びその主な原因は、職員による確認の疎漏や指示の不遵守などの「ヒューマンエラー」であると説明された。

3　認定した事実

刑務所自身が認めた事実関係等を踏まえ、委員会は、令和３年夏頃から令和５年８月までの間に、申立人に対してアレルゲンを含む食品が複数回配食された事実を認定した。さらに、少なくとも１回は、誤配食によって実際にアレルギー症状が生じ、申立人の健康が害されたと認めた。

4　人権擁護委員会の判断

憲法13条後段は、すべての国民が、自らの生命・身体の安全を享受する権利を有することを保障している。

受刑者は、刑務所から提供される食事に生命維持を依存せざるを得ず、自ら安全な食事を選択することはできない。したがって、刑務所には、受刑者の生命・身体の安全に配慮し、健康を害することのない安全な食事を提供する義務があるといえる。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律43条も、「支給する物品は、被収容者の健康を保持するに足り」なければならない旨定めている。

しかし、刑務所は申立人のアレルギーを把握しながら、誤配食を繰り返して安全な食事を提供する義務に違反し、実際にアレルギー症状も生じさせていたため、人権侵害性が認められると判断した。

また、刑務所は原因を「ヒューマンエラー」と説明したものの、献立作成、代替食の準備、配膳時の確認など、具体的にどの段階で、なぜミスが生じたのかについて明らかにしなかった。そこで、誤配食防止の適切な措置を講じるとともに、重大な食物アレルギー事案が発生した場合には、受刑者からの申立ての有無にかかわらず、内容、原因、対応及び結果を検証し、再発防止に努めるよう勧告した。

5　感想

誤配食が繰り返されれば、実際にはアレルゲンが含まれていない食事でも、「また誤って混入しているのでは」という不安から、安心して食事ができなくなる。受刑者がアレルギーへの恐怖から食事をためらう状況を生じさせてはならない。個々の職員の注意に委ねるのでは再び「ヒューマンエラー」が生じることは必至であるから、組織として、事故の原因を具体的に検証し、仕組みとして再発を防ぐことが重要である。

事件報告②

受刑者が必要な検査・治療を受けることができるよう刑務所に対して要望した事件

事件委員会委員

1　事案の概要

受刑者である申立人が継続して痛みを訴えているにもかかわらず、横浜刑務所において、必要な検査を尽くさず、長期間にわたり肋軟骨骨折を見落としたため、治療を受けられなかったとの人権救済申立事件について、痛みや体調不良を訴えている場合には必要な検査・治療を尽くすよう要望したのが、本事案である。

2　認定した事実

申立人は、横浜刑務所に収容されている受刑者であり、2023年10月16日午前10時10分頃、横浜刑務所工場内にて、休憩中に他の受刑者と口論になり、刑務所職員らによって引き離された。その後、申立人は、刑務所職員に腰の回転で申立人を巻き込む形で投げられ、更に当該職員が申立人の右わき腹に上から乗った。事件当日に申立人は診察を受け、担当医師は、触診と胸部レントゲン検査で肋骨骨折をしていないと判断し、翌日から鎮痛剤を処方した。申立人は、その後も痛みを訴え続け、2024年２月７日の診察で腹部エコー検査をしたことで、右側肋軟骨が骨折していたことが判明した。

3　人権擁護委員会の判断

刑事収容施設における被収容者に対しては、刑事施設側において、社会一般の医療水準に照らした適切な医療上の措置等が講じられなければならない。本件では、事件当日における医師の診察、レントゲン検査は、社会一般の医療水準に照らし適切な医療上の措置と考えられ、肋軟骨骨折はレントゲン検査で発見するのが困難であることから、同日に医師が肋軟骨骨折を見落としたとしても、それが直ちに一般の医療水準に照らして不適切な対応であったとまでは認められない。

他方で、申立人が事後に継続して右わき腹の痛みを伝えているのに、翌年２月まで、約４ヶ月も肋軟骨骨折を見落とした点は問題である。申立人は右わき腹などを打撲しているが、わき腹の痛みが１ヶ月以上続く場合には、鎮痛剤の投与だけでは不十分であり、体内の組織を再度調べることが必要である。本件では、エコー検査により肋軟骨骨折が判明したところ、仮に早い段階でエコー検査が実施され、肋軟骨骨折の診断と治療を受けていれば、鎮痛剤の処方だけでなく医師から骨折部位を固定して安静にすることの指示が出されたほか、刑務作業の免除や軽減作業などの配慮がなされた可能性があり、長い間、申立人が痛みに耐えて生活する状態を回避しつつ、治癒できたのである。相手方は、申立人が受傷後１ヶ月を経過しても、なお痛みを訴えていたのであるから速やかにエコー検査などを実施して痛みの原因を特定して、適切な医療を施すべきであったがこれを怠っていた。

4　感想

刑事施設における被収容者は、身体の自由を拘束されているものにすぎず、医療を受ける権利を有することに変わりはない。被収容者は、自己の選択による医療を受けることができないことから、国は、刑事施設において、被収容者が必要かつ適切な医療を受けられるように医療上の措置等を講じる義務を負う。本要望は、適時に検査と治療が受けられることの重要性を考え、今後の刑務所医療の改善のために出されたものである。

部会報告

憲法問題及び基地問題調査研究部会

「この一年間の憲法・基地部会の取組み」

委員 櫻井 みぎわ

憲法問題及び基地問題調査研究部会では、憲法や基地問題について、調査研究を行っています。

この一年間、本部会で、特に、時間を取って、学習・研究を進めたのは、①「大学の自治」について、②防衛装備品移転三原則及び運用指針の改定について、③国旗損壊罪について、④辺野古転覆事故をめぐる文科省の教育基本法違反との見解について、です。②③は、本原稿執筆現在当会の会長声明発出に至っており、当会のHPでも公表されていますので、ぜひご覧ください。ここでは、それ以外の、①と④について、少々ご紹介いたします。

①について

2020年10月の内閣総理大臣の日本学術会議会員の任命拒否に端を発し、政府は、任命拒否の理由も説明しないまま、特殊法人としての新たな「日本学術会議」を発足させるという内容の日本学術会議法案を提出し、昨年６月に同法が成立しました。この法律については、学術会議の独立性・自律性を損ない、学問の自由を侵害するのではないかとの懸念が示されていますが、そもそも学問の自由については、その制度的保障と言われる「大学の自治」をめぐって、国立大学の法人化以降、運営費交付金削減が進み、国立大学法人が厳しい運営を強いられているという現状があります。学んでいくうちに、若手研究者の雇用の不安定化、「選択と集中」による研究分野の歪み、地方大学や基礎研究の弱体化、教職員の疲弊なども深刻であることがわかってきました。これらは、政府が学問分野に政策介入しやすい環境を生んでおり、学問の自由の根幹に関わる問題です。また、学問と軍事的研究のかかわりについても目が離せません。

④について

今年３月に同志社国際高校の沖縄における研修旅行で、高校生を含む２名が亡くなるという非常に痛ましい事故が起きました。それに対して、文科省が、５月に同高校の辺野古への移設工事に関する学習について、教育基本法14条２項に違反するとの見解を公表しました。この研修旅行において、安全管理・安全確保の取り組みが不十分であったことは間違いなく、その点について、十分な検証や責任追及がなされるべきことは言うまでもありません。しかしながら、そのことと、教育基本法違反の問題とは切り離して考える必要があります。文科省は、事故からわずか２か月で、「これまで把握した限りでは、」学校の教育が、さまざまな見解を十分に提示していたことが確認できず、特定の見方・考え方に偏っていた、と断定し、是正を図る必要がある、としました。このような判断は、あまりに拙速で、また、教育における政治的中立性とは何か、という根本的な問題について、教育基本法の趣旨を歪めるものではないでしょうか。これまで、教育基本法制定後、文科省が同法14条２項違反を認定したことは一度もなく、今回の見解が教育現場に与える影響は甚大で、学校における平和学習への萎縮効果も非常に懸念されるところです。

①も④もいずれも、国家と教育・学問という非常に重要なテーマです。部会としては各問題について引き続き注視し、今後もこのようなテーマにも真剣に向き合って行きたいと思います。

部会報告

すべての性の平等に関する部会

部会活動報告

部会長 湯山 薫
委員 橋本陽子

1 女性の権利ホットライン電話相談実施の件

すべての性の平等に関する部会では、毎年、男女共同参画週間（６月23日～29日）に日本弁護士連合会との共催で女性の権利ホットラインという電話相談を開催しており、今年は６月29日に開催した。

午前10時から午後３時まで電話を受け付け、11件の相談を受けた。内容としては、夫婦関係・離婚が９件と圧倒的に多く、他には、ＤＶと労働問題の相談電話があった。ホットラインでは、ＬＧＢＴＱに関する相談も受け付けていたが、その相談電話はかかってこなかった。

弁護士延べ８名で５時間待機していたのに、相談が11件というのは少ないと思う。近年は相談件数が少なく、昨年も11件であったため、広報の方法が課題となっている。今年から神奈川県内の政令指定都市である横浜、川崎、相模原の後援も取り付けたが、後援の申請が電話相談の直前になってしまったため、十分な広報が行えなかった反省がある。来年は、今年より多くの方から相談電話をいただけるように、さらに広報活動を工夫したいと思う。ＤＶ事件などの女性の権利やＬＧＢＴＱの方々の権利を擁護する活動に積極的に取り組んでいる弁護士に気軽に電話で相談できる機会であるため、広く広報して一人でも多くの方の救済になるようにしたいと思う。

2 性的マイノリティに関するイベントの実施

令和６年に、特定非営利活動法人ＳＨＩＰとの共催で「性的マイノリティが包摂される社会へ～特にトランスジェンダーの生きにくさについて～」というイベントを開催した。

今回のイベントは３部制とし、第１部が性的マイノリティに関する知識を深める内容の講演、第２部がトランスジェンダーに関する短編映画の上映、そして第３部がトランスジェンダーの生きにくさにフォーカスした講演という構成で行った。

第１部は、臨床心理士・公認心理師である宮島謙介さん（前記ＳＨＩＰスタッフ）による「性的マイノリティに対する理解」と題する講演、第３部は、臨床心理士・公認心理師である片桐亜希さん（前記ＳＨＩＰスタッフ）による「すべてのトランスジェンダーが包摂される社会へ」と題する講演であった。宮島さんには、性的マイノリティの基礎知識からライフステージごとの当事者の困りごとについて話していただいた。片桐さんの講演は、トランスジェンダーの知識を深める内容であると同時に、近年のトランスフォビアの言動に対する「トランスジェンダーは、新種のモンスターでも空想上の生き物でもありません。遥か昔から、すでにここにいます」という強いメッセージが心に残るものであった。

第２部の映画は、トランスジェンダー当事者の監督が制作した「鏡をのぞけば～押された背中～」を上映した。20分ほどの映画であるが、トランスジェンダー当事者の思いを等身大で描いた映画であった。今回、映画上映会の打診をしたところ、この映画の監督である河上りささんと広報の山科みきさんが遠方より駆けつけ、映画製作に至る経緯などについてアフタートークを行っていただいた。

また、会場の後方で「トランスジェンダーのリアル」と題する、トランスジェンダー当事者のそれぞれの考え方・生き方を記したパネルの展示も行った。

当日は40名を超える参加者に来ていただき、アンケートの結果もおおむね好評であった。



部会報告

外国人の権利に関する部会

「外国人」の人権

部会長 鈴 木 大 樹

「人権」が人であることによって当然に認められる権利であるならば、日本人と外国人との間でその保障に違いが生じるのはなぜでしょうか。

日本の最高裁は「マクリーン判決」において、権利の性質上日本国民のみを対象とするものを除き、基本的人権の保障は外国人にも及ぶとする一方、その保障は外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎないとしています。

この点、国籍を、普遍的に保障されるべき権利を効果的に保障するため、その保障義務を負う国家を指定する指標として捉える見解があります。この考え方によれば、国籍による取扱いの違いは、人権そのものに差を設けるためではなく、人権を現実に保障する責任を国家の間で分担するためのものと説明できます。ある国家において国籍により一定の取扱いの違いが生じたとしても、人権の普遍性と必ずしも矛盾しません。

しかし、現代社会では、国籍と実際に生活する社会とが一致しない人も少なくありません。幼い頃から日本で生活する人にとって、教育、家族生活、友人関係などは、日本社会の中で形成されています。日本国内で働き、納税し、社会保険料等を負担している人もいます。国籍が人権保障の責任を割り当てる重要な指標であるとしても、国籍だけで保障責任を決めることが適切とは言えない場合もあるのではないでしょうか。

また、そもそも「人」や「国民」という概念自体が不変ではありません。近代的人権が成立した当初、その「人」に女性や植民地の住民が実質的に含まれていたとは言い難いはずです。また「国民」も国家の成立・解体や植民地支配とその解放によって変化してきました。「人」や「国民」の境界自体が、歴史的・制度的に形成されてきたのです。

近年、在留資格に関する手数料が引き上げられ、「経営・管理」の在留資格についても要件が厳格化されています。これまで日本社会の中で普通に暮らし生活を築いてきた人たちにも、その影響は及んでいます。

そして、影響を受けるのは「大人」だけではありません。親の在留資格が不安定になれば、日本で生まれ、日本語を話し、日本の学校に通い、日本以外に生活基盤をほとんど持たない外国籍の子どもたちの生活まで左右されてしまいます。実際そうした相談に接することも増えてきています。

外国人の人権を考える際、「外国人にもどこまで人権を認めるか」という問いだけでは不十分です。「人」や「国民」という区分自体が歴史の中で変化してきた以上、国籍という形式だけでなく、その人が現実にどの社会で生活し、どのような関係を築いてきたのかにも目を向ける必要があるのではないでしょうか。

外国人の人権を考えることは、日本社会が誰をその一員として受け止め、どのような共同体でありたいのかを考えることでもあります。日本国籍を持っているからといって、当然に日本の文化や価値観を共有しているわけではありませんし、外国籍だからといって、日本社会との結びつきが弱いとも限りません。

目の前の困っている人たちに、社会がどのように応答するのか。外国人部会として支援をつづけながら、個人としても考え続けたいと思います。

部会報告

働く人の権利に関する部会

９月13日人権大会プレシンポ
「ケアの社会化」の現在
日本のジェンダーの現在地とケア社会の必要性
～ケア労働の社会化の視点から ご報告

部会長 山 岡 遥 平

９月13日14時から、第68回日弁連人権大会第三部会のプレシンポジウムとして、「「ケアの社会化」の現在 日本のジェンダーの現在地～ケア労働の社会化の視点から」が開催された。

メインとして、ジャーナリストの浜田敬子さんから、「日本のジェンダー現在地とケアの社会化の必要性」と題したご講演をいただいた。

浜田さんからは、ジェンダー問題を取材してきながらも、自身が子育てを親御さんに頼らざるを得ない状況に対して罪悪感を抱いてしまう背景として、性別役割分業意識が根深く存在することを意識したことをきっかけに、『働く女子と罪悪感「こうあるべき」から離れたら、もっと仕事は楽しくなる』（集英社、2018年）を著したこと、ご自身がご両親の介護を行うにあたって抱く負の感情について連載を行っている（「働き盛りの介護と罪悪感」）が、これに対して共感の連絡が相当にあったことにも触れつつ、日本のジェンダーギャップ指数は先進国最低レベルであり、その背景となっている要因についてお話しいただいた。子育てについていえば、とりわけ女性に対して４つのペナルティ（①チャイルドペナルティ；出産・育児による収入減と昇進昇格の遅れ、②キャリアペナルティ：キャリアの上昇が困難になる、③ソーシャルペナルティ：「子育て罰」といわれるように、ケアへの公的支援が現物給付、現金給付ともに不足、④アイデンティティペナルティ：「こうあるべき」という社会規範）があること、性別役割が男性も苦しめ、また、少子化の加速をさせ、地方から女性離れを加速させていること、介護離職も女性が多いこともご紹介いただいた。これに対し、アイスランドでは、「女性の休日」というデモにより、大きく女性の社会的・政治的な参画が進み、その後も男性育児休暇の徹底（2000年）、クオータ制の導入（2010年）、男女同一労働同一賃金（2018年）と段階的に施策が進められているが、最初に男女役割分担意識の改善をすすめたこともお話しいただいた。男性育児休暇の徹底により、男性の家事育児能力が高まり、採用・登用にあたっても、いわゆる統計的差別がなくなり、「育休で休まないかも、転勤してくれるかも、残業してくれるかも」ということが考慮に入らなくなったという。日本でも、豊岡市では、人口減少の根本にジェンダー不平等があるということに焦点を当て、女性だけの制服をやめる、男性経営者自ら育休を取ってもらうなどの取り組みを進めているという。

これに続いて、UAゼンセン日本介護クラフトユニオン（介護の職業別組合）の西田 博さん、当会会員で、元裁判官の渡辺智子弁護士を交えてパネルディスカッションを行った。介護制度の難しさや、ハラスメント対策のためにも広く介護保険制度を国民レベルでよく知ってもらうことが重要であること、介護の現場では、賃金が安いことによる外国人材も含めた人材確保の困難さがあることから、待遇改善が必要であること、フルタイムの正社員中心のシステムを前提とした労働法制を変えていく必要もあると考えられることなどをお話しいただいた。

今回のシンポジウムでは、ケアの社会化がジェンダーギャップの解消に必要である、という観点を、子育て・介護の当事者、ジャーナリスト、介護労働の現場からの報告を交えることで立体的に理解することを狙いとしたが、内容としては上記のとおり、ケア労働を女性に偏らせることをやめなければジェンダーギャップの改善などありえないこと、そのためにも介護現場をはじめ、社会化した先の仕事としてのケアの待遇の改善が今後の制度の継続のためにも必須であることを強く感じさせられた。

部会報告

医療と人権部会

新テーマ設定と部会の取り組み



部会長 小 林 展 大

1 新たなテーマ設定

従前の部会報告において、医療と人権部会(以下「当部会」といいます。)では、新たなテーマ設定について仕切り直しをすることになったことを報告しました。

改めてテーマ設定をすることとなったので、文献及び論文の有無、情報及びデータ等を得られるかといった点も含めて現実的に調査研究ができそうなものがないか考えながら、医事法の文献、年報医事法学、患者の人権の確立を目指して活動する各市民団体の資料、日本医事法学会の過去の研究大会の資料、医療事故情報センターのニュースレター、医療問題弁護団・研究会の全国交流集会の過去の資料等を見直しました。

それら資料を見直しながら、筆者個人としては小児医療に関する人権課題を取り上げて調査研究することができないかと考えて、教育を受ける権利という観点を踏まえて院内学級を調査研究のテーマとして提案することとしました。

当部会において新たなテーマ設定をするにあたっては、他の部会員から提案されたテーマ案も議論、検討したうえで、新たな調査研究のテーマは、院内学級の調査研究となりました。

2 新たなテーマでの調査研究

院内学級の調査研究を新たなテーマとしてから、まずは院内学級について学ぶために、当部会において院内学級に関する論文、報告書及び文献等を読んで議論、検討をしました。院内学級に関する論文、報告書及び文献等を読んでいくことで、院内学級の法令上の位置付け、院内学級が対象とする子ども、院内学級を開設する際に準備する必要のある設備、環境、院内学級におけるＩＣＴ機器等を活用した教育の実施等について知ることができたほか、当部会の部会員は、院内学級は小児がんや慢性疾患等のために長期入院している子どもが在籍しているものというイメージを持っていましたが、必ずしもそうとは限らず、短期入院の子どもも院内学級に在籍して学習していることもあるということも知ることができました。

このように、院内学級に関する論文、報告書及び文献等を読むことで、一定程度は院内学級についての調査研究をすることはできるのですが、やはり踏み込んだ調査研究とするためには、実際に院内学級を訪問して、院内学級の設備、院内学級における学習の実態等を見学する、在籍生徒数や入院期間等を含むデータをヒアリングする等の調査研究をする必要があるのではないかと考えました。

また、調べてみると、神奈川県内には、神奈川県立こども医療センターをはじめとして複数の医療機関に院内学級が設置されています。

そこで、本原稿執筆時点では、まずは神奈川県立こども医療センターの院内学級に現地訪問するため、弁護士会を通して連絡を取るべく、企画書、ヒアリング事項等の作成を進めています。

今後、当部会としては院内学級の現地訪問も含めて充実した調査研究となるようにしていきたいと考えています。

コラム

「神奈川県内の主な院内学級・病院内教育の例」

神奈川県内では、病気やけがのため入院しているこどもの学習機会を保障するために、院内学級を設けたり、特別支援学校による病院内教育を行っている医療機関があります。

主な医療機関として、神奈川県立こども医療センター、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立大学附属病院、聖マリアンナ医科大学病院、北里大学病院、東海大学医学部付属病院、神奈川リハビリテーション病院、横須賀市立総合医療センターなどがあります。

委員会報告

2026年の人権擁護委員会の活動について

人権擁護委員会委員長　髙　木　小太郎

人権擁護委員会では人権擁護のための諸活動を行っています。中心となるものは、個人あるいは団体からの人権救済の申立てを受けて、調査等を行う人権救済活動です。調査の結果、人権侵害と認められる場合には、常議員会の議を経たうえで、弁護士会として警告、勧告、要望等の措置を行います。

近年は、年間40件程度の申立てがあり、横浜刑務所の受刑者及び神奈川県内の刑事施設に収容されている被収容者からの申立てが多くを占めますが、これらの事件以外にも行政機関や病院などを相手とする申立てもあります。

2025年９月以降、本原稿執筆時までに２件の措置がありました。

１件目は、横浜刑務所の受刑者が、刑務所職員から制圧行為を受けた際に、肋軟骨損傷の傷害を負っていたのですが、直後の検査では肋軟骨骨折は発見されませんでした。しかし、その後も継続して痛みを訴えているにもかかわらず、約４カ月にわたりエコー等の必要な検査を受けられなかったため、適切な治療を受けることができなかったというものです。これらを踏まえ、横浜刑務所には、診察後相当期間を経過しても、なお痛みや体調不良を訴えている場合には改めて必要な検査・治療を尽くすように要望しました。

２件目は、横浜刑務所が、アレルギーを持つ被収容者に対して複数回にわたりアレルギーの原因となる食材を含んだ食事を誤配膳してしまったものです。刑務所側に誤配膳の原因について照会をかけても抽象的にヒューマンエラーによるものと回答するのみであり、十分な原因の究明などが行われておらず、再発の懸念があることから、重大な結果を生じさせかねない食物アレルギーに関する問題が発生した際には、その内容、考えられる原因、対処行為、結果などについて検証し、再発防止に努めるように勧告しました。

詳細については、本紙各事件委員会からの事件報告をご覧ください。

人権擁護委員会は、年に１回、横浜刑務所との意見交換会を開催しております。この中で、過去に勧告等をした事件について、勧告を受けてからの運用の変化等について確認をするなどしています。

また、人権擁護委員会は、他の委員会と共同で活動をしています。最高裁判所からの通達を受け、本年４月から横浜地方裁判所では、勾留を受けている被疑者・被告人が手錠腰縄姿を傍聴人に晒されないよう、衝立を使用することになりましたが、その運用について刑事弁護センター運営委員会とともに横浜地方裁判所と意見交換を行うなどしております。そのほか、憲法問題対策本部と共同で「国旗の損壊等の処罰に関する法律に反対し、その成立に強く抗議する会長声明」を起草しました。

この他、９月13日には人権擁護大会のプレシンポジウムとして、講師に浜田敬子さんをお招きして「『ケアの社会化』の現在 日本のジェンダーの現在地～ケア労働の社会化の視点から」を開催しました。

現在の日本社会では、外国人差別や、性的少数者に対する差別などが広く行われています。誤解や無理解がこのような差別を引き起こしているところがあります。一人一人が個人として尊重される多様性のある社会の実現のために、各部会と共に、このような誤解・無理解の解消に努めていきたいと考えています。

これからも委員会として、多くの人権課題の解決のために向かっていきます。